

公益財団法人徳島県勤労者福祉ネットワーク 内部通報制度運用規程

（目的）

第1条 本規程は、役員・職員からの組織的または個人的な法令違反行為等に関する相談または通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、コンプライアンス運営の強化に資することを目的とする。

（窓口）

第2条 役職員からの通報を受け付けるコンプライアンス相談窓口をコンプライアンス規程第5条（内部通報制度）に基づき総務部に設置する。

（通報の方法）

第3条 通報窓口の利用方法は、氏名及び所属部署などを明らかにし、電話・電子メール・FAX・書面・面会にて行うものとする。

（通報者）

第4条 通報窓口の利用者は当財団の役員・全ての職員（正規職員・臨時職員・再雇用職員・嘱託員等をいう。）とする。

（調査）

第5条 通報された事項に関する事実関係の調査はコンプライアンス委員長の指示のもとに、コンプライアンス委員会が行うものとする。

2 コンプライアンス委員長は、調査チームを設置することができる。

（協力義務）

第6条 各部署は、通報された内容の事実関係の調査に際して協力を求められた場合には、調査チームに協力しなければならない。

（是正措置）

第7条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、財団は速やかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

（財団内処分）

第8条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、財団は当該行為に関与した者に対し、就業規則に従って処分を科すことができる。

(通報者等の保護)

第9条 財団は、通報者等が相談または通報したことを理由として、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益取扱いも行ってはならない。

- 2 財団は、通報者等が相談または通報したことを理由として、通報者等の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を執らなければならない。また、通報者等に対して不利益取扱いや嫌がらせ等を行った者（役員、通報者の上司、同僚等を含む）がいた場合には、コンプライアンス委員会の決定に基づき、就業規則に従って処分を科すことができる。

(個人情報の保護)

第10条 財団及び本規程に定める業務に携わる者は、通報された内容および調査で得られた個人情報を開示してはならない。財団は正当な理由なく個人情報を開示した者に対し、コンプライアンス委員会の決定に基づき、就業規則に従って処分を科すことができる。

(通知)

第11条 コンプライアンス相談窓口担当者は、通報者に対して、調査結果および是正結果について、被通報者（その者が不正を行った、行っているまたは行おうとしていると通報された者をいう。）のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。

(不正の目的)

第12条 通報者等は、虚偽の通報や、他人を誹謗中傷する通報その他の不正の目的の通報を行ってはならない。財団は、そのような通報を行った者に対し、コンプライアンス委員会の決定に基づき、就業規則に従って処分を科すことができる。

(通報を受けた者の責務)

第13条 顧問弁護士に限らず、通報を受けた者（通報者等の管理者、同僚等を含む）は、本規程に準じて誠実に対応するよう努めなければならない。

(所管)

第14条 本規程の所管は総務部とする。

(改廃)

第15条 本規程の改廃は、理事会が決定する。また、本規程の運用に際しては、理事長を責任者とする。

附 則

本規程は、2023 年10月1日から施行する。